

国際仲裁における上訴制度

Optional Appeal Mechanism in International Arbitration

梶 田 幸 雄*

I はじめに

国際仲裁において上訴制度を設ける可能性についての議論が活発になってきている。上訴制度の必要の有無については、20年以上も前から検討されてきた。国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）が審議している投資家¹⁾ 国家紛争解決改革、及び投資紛争解決国際センター（International Center for Settlement of Investment Disputes: ICSID）の仲裁規則の改正に関する議論において、上訴仲裁制度についての検討がなされている²⁾。また、米国、EU など一部の国との間で締結された投資協定で仲裁による紛争解決が選択される場合において上訴仲裁（Optional Appellate Arbitra-

* 所員・中央大学法学部教授

- 1) ここで法令用語として「投資者」ではなく、「投資家」というのは、例えば、「投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定」（平成26年5月17日効力発生）などにおいて、日本政府の和文正文がいずれも「投資家」としていることによる。
- 2) ICSID は、2004年に制度改革に関するパブリック・オピニオンを求める際に上訴制度の提案を含めたが、参加国から時期尚早であるとの意見が寄せられた。その後、ICSID が2018年に再び制度改革に関するパブリック・オピニオンを求めた際には、ICSID 自体から上訴制度についての意見聴取提案はなされなかった（<http://idsblog.com/2015/10/23/icsid-guest-post-appeal-review-annulment-whats-it-all-about/Meg Kinnear>, "Appeal, Review, Annulment, 最終閲覧日：2020年11月10日）。

tion）制度が採用されている。直近では中国深圳国際仲裁院³⁾が、2019年2月21日施行の同院仲裁規則において、当事者の意思により上訴仲裁を申し立てる約定をすることができるとし、この場合の上訴仲裁手続ガイドラインを定めた。

このように上訴仲裁制度が検討され、実際に採用している国・地域や仲裁機関が存在することは、一般に言われる仲裁の特徴・メリットとしての終局性に対して、当事者からの疑問や不満の存在があるからであると考えられ、これに対して仲裁機関としても、企業・実務家などからの声を受けてより良い制度に改革したいという思いがあるからに他ならない。

そこで、上訴仲裁制度について検討することは、今後の国際仲裁の一層の利用促進のための改善の方向性を検討する上での一助にもなると考える。

このことを検討する上で、第一に、(1)国際仲裁の特徴・優位性及び現状において指摘される課題を確認し、第二に、(2)現行の多くの国際仲裁の優位性に反するような上訴仲裁制度の採用が考えられる理由について、現行の仲裁判断への異議申立制度との関連において分析し、第三に、(3)現時点における各国・地域及び仲裁機関における上訴仲裁制度を概観し、第四に、(4)上訴仲裁判断の承認・執行が中国の裁判所で争われた事例を分析することで、上訴仲裁の実務上の有効性を検討し、第五に、(5)上訴仲裁制度の評価、展望をしてみたいと考える。現状把握から始めて、課題の所在を明らかにし、いかなる改革が志向されるのかといった順番で検討するのが、全体像を理解しやすいと考える。仲裁の制度改革が行われると、国際仲裁の最大の特徴・利点とされていた終局性が改変され、仲裁の利点が失われることになるだろうか。本稿においては、こうした問題について留意しながら、中国企業に関連する上訴仲裁及びその判断の中国における承

3) 深圳国際仲裁院（Shenzhen Court of International Arbitration：SCIA）は、又の名称を華南国際経済貿易仲裁委員会、深圳仲裁委員会という。中国国際経済貿易仲裁委員会（China International Economic and Trade Arbitration Commission：CIETAC）傘下の仲裁機関として1983年に設立された。

認・執行事件を事例として若干の検討を試みる。

II 国際仲裁の特徴・優位性

国際仲裁の特徴、すなわち国際取引紛争解決法の一手段として裁判と比較した場合の利点について、一言で言えば、仲裁の一審終局性ということになる。仲裁の利点として、低コストであること、及び迅速性ということも挙げられるが、この点も仲裁の一審終局性に集約されるだろう⁴⁾。

例えば、日本商事仲裁協会は、「仲裁判断は裁判所の確定判決と同一の効力を有し、しかも、上訴・上告はできませんので、裁判と比べて早く実効的な解決が得られます。」⁵⁾と述べている。

中国も仲裁判断後の法院の管轄権に関して、仲裁法第9条第1項は「仲裁は、一審終局の制度を実行する。判断が示された後に、当事者が同一の紛争について仲裁を再度申し立て、又は法院に訴えを提起する場合は、仲裁委員会又は法院は、これを受理しない。」と規定している。また、CIETAC 仲裁規則第49条(9)は、「判断は終局のものであり、双方の当事者を拘束する。いずれの一方も法院に提訴することはできず、またその他のいかなる機関にも仲裁判断の変更を申し立てることはできない。」と規定し

4) 一般に仲裁の利点として、一審終局性の他に、以下の点が指摘できる。第一に、(1)裁判との比較において論じられる点であるが、裁判の場合には紛争当事者が自ら裁判官を選任することができないところ、仲裁は仲裁人を自ら選任することができることになる。仲裁人の誠実さ、専門分野に関する有知識者であるといった信頼感を持ち得る。このために仲裁判断に自主的に服するということがある。第二に、(2)上訴制度がないことによる効率性である。最終判断が出るまでの時間が裁判に比べて短く、このためにコストも安くて済むということがある（これも一審終局性ということになろう。）。第三に、(3)紛争当事者の一方が、相手国で裁判を行う場合、訴訟制度・手続きに不慣れであり、このために相手国における裁判についての信頼感を持ち得ないということである。

5) <https://www.jcaa.or.jp/arbitration/whyarbitration.html>（最終閲覧日：2020年7月4日）

ている⁶⁾。

これは、仲裁廷が行う判断は終局的であり、いかなる当事者も再び仲裁機関又は司法機関に訴訟を提起するか又は変更を要求することができないということを意味する。しかし、このことは、逆に見れば、その判断に対する不安ないし不満が存在するときに、これを解消ないし解決する手立てがないということになるだろう。

現行の仲裁判断の終局性という利点に対して、仲裁を利用した当事者や代理人である弁護士など実務家からの異議もある。具体的にどのような問題（異議）が提起されているのか。

中国での仲裁の実務においても、当事者が仲裁判断の内容に不満があり、裁判所に仲裁判断の取消し又は承認・執行拒否の申立てをするということが少なくない。当事者が、中国の裁判所に仲裁判断の取消し又は承認・執行拒否を申し立てる事件の件数は年々増加している。2014年から2018年にかけて、当事者が中国の裁判所に仲裁判断の取消しを申し立てた事件の数は5,426件から1万1,782件に増加し、仲裁判断の不執行を申し立てた件数は672件から2,467件に増加している⁷⁾。この中で、仲裁廷の構成又は仲裁手続の瑕疵に基づく訴えの件数は約3%に過ぎず、証拠の偽造、証拠の隠匿、判断の過誤、公序（公共政策）に反することを理由とする申立てが97%であり、ほとんどが事実関係に関する判断の誤りと法律の適用問題に関するものである。当事者が仲裁廷の構成、又は仲裁手続が仲裁法、仲裁規則に違反しているという理由で仲裁判断の取消し又は承認・執行拒否を申し立てた場合でも、その主な理由は、仲裁判断の内容に対する異議の申立てである。ほとんどの場合、これらの異議申立は裁判所によって拒否されているが、仲裁判断を示された当事者は少なからず不満を持つ

6) <http://www.cietac.org/index.php?m=Page&a=index&id=65>（最終閲覧日：2020年11月10日）

7) 一裁終局的の重新評估与復裁機制的創新實踐，法制日報（2019年11月5日）
（http://www.legaldaily.com.cn/index/content/2019-11/05/content_8037872.htm）
最終閲覧日：2020年11月10日）。

ていることがわかる。

米国コーネル大学の裁判外紛争解決法（ADR）に存在する課題に関する調査によると、アンケートに回答した米国弁護士606人のうち54%が仲裁を好まないと回答している。その理由は上訴ができないということである。多く仲裁実務に関わっている弁護士もその49%が仲裁判断について異議がある場合に、その後には再審査を行う手立てがないことを仲裁を選択しない理由として挙げている⁸⁾。また、Queen Mary University of London の調査（2017. 10. 10-2017. 12. 17までの間）によると、仲裁のデメリットとして、回答の14%が上訴制度がないことを挙げている⁹⁾。

米国の国際法律事務所であるブライアンケイブレイトンパイスナー LLP（Bryan Cave Leighton Paisner LLP）は、上訴仲裁に関するアンケート調査を実施し、この結果を仲裁調査年報2020（ANNUAL ARBITRATION SURVEY 2020）¹⁰⁾として発表している。この調査によると、回答者の12%が、仲裁機関の規則に基づく内部上訴の経験を有しているだけであったが、48%の回答者が、仲裁機関内部における上訴制度は国内裁判所に上訴するよりも望ましいとしている。もっとも、法律事務所の回答者の66%、

8) David B. Lipsky & Ronald L. Seeber, “The Appropriate Resolution of Corporate Disputes: A Report on the Growing Use of ADR by U.S. Corporations”, Cornell University ILR School, January, 1998 (<https://core.ac.uk/download/pdf/5131642.pdf> 最終閲覧日：2020年8月7日).

9) なお、その他の問題としてコスト（67%）、仲裁手続における効果的制裁の欠如（45%）、第三者への効果の欠如（39%）、迅速性の欠如（34%）などが指摘されている。これは、2012年、2015年に続く調査で、このうちオンライン調査による回答が922件、電話インタビュー又は対面式による回答が142件で、対象は企業や仲裁人などである。2018 International Arbitration Survey: The Evolution of International Arbitration ([http://www.arbitration.qmul.ac.uk/media/arbitration/docs/2018-International-Arbitration-Survey---The-Evolution-of-International-Arbitration-\(2\).pdf](http://www.arbitration.qmul.ac.uk/media/arbitration/docs/2018-International-Arbitration-Survey---The-Evolution-of-International-Arbitration-(2).pdf) 最終閲覧日：2020年11月8日).

10) ANNUAL ARBITRATION SURVEY 2020 (<https://www.bclplaw.com/images/content/1/8/v2/186066/BCLP-Annual-Arbitration-Survey-2020.pdf> 最終閲覧日：2021年1月29日).

仲裁人の69%、及び社内弁護士の38%は、上訴制度の存在は仲裁手続を長期化させ、仲裁の廉価性というメリットを減じるとしている。それでも、判断の誤りが非常に深刻であり、上訴制度がないことは容認できないと感じるという回答も51%あった¹¹⁾。

以上のように仲裁(判断)に対する異議も見られるようである。給付義務を負う当事者にとっては、必ずしも単に原仲裁判断が取り消され、承認・執行されなければ良いということではないようである。例えば、後述するが「取消制度の意義については、最終性と公正さのバランスをとるための制度である」と説明される¹²⁾。仲裁の終局性という性質からして、仲裁判断に対する異議を申し立てる方式はあるのか。あるとすればどのような方式が現行の制度上あるのかについて、以下で若干の整理をしておく。

III 仲裁判断の終局性に対する異議申立方式

国際商事仲裁の価値は、当事者の自由意思に基づく公正かつ効率的な紛争解決という2点にあると言える。しかし、「公正」と「効率」は、時に対立するものとなる。仲裁判断が当事者によって任意に履行されない場合には、国の裁判所によって民間機関の判断に執行力が付与されなければならないので、このときに裁判所による仲裁判断の承認・執行の司法監督という手続きが必要になる。

裁判所の司法監督を受けるという手続きは、紛争当事者にとっては、仲裁判断に対する異議を申し立てる方式として捉えられるだろう。この方式として、一般には、(1)承認・執行拒否の申立て、(2)取消申立があり、この申立てが認容されると、仲裁判断の承認・執行判決、取消判決が下され

11) もっとも、誤った仲裁判断であっても敗訴した(給付義務を負うことになった)当事者が裁定に従わないことは正当であると回答した社内弁護士はわずかに8%だけであった(前掲注9))。

12) 森下哲朗「仲裁判断の取消し」谷口安平・鈴木五十三『国際商事仲裁の法と実務』丸善雄松堂、2016年、388頁。

る。また、これとは別に(3)再仲裁(差戻し, 再審)がある。こうした方式がある中で、なぜ、上訴制度が検討されるのか。現行の主な異議申立制度に対する不満があるからということになるのだろうか。そこで、上訴制度を導入する背景を考える上で、現行の異議申立制度について概観する。

市場経済及び国際経済貿易の発展に伴って、各国が仲裁法を制定するようになった。仲裁に法的効力を持たせようという動きの中では、当然に裁判所による仲裁に対する司法監督を認めることが基本的な前提となる。こうすることによって、仲裁を発展させることができたのである。仲裁判断の承認・執行拒否事由、取消し、上訴制度を規定しているのは、仲裁手続や判断に瑕疵がある場合に、裁判所の監督により、これを補正しようという趣旨である。ただ、仲裁は、当事者の自由意思に基づく仲裁合意によるものであるから、仲裁判断に対する異議申立を許容する事由には制約を設けている。その制約内容をごく概略すれば、以下のとおりである。

1 仲裁判断の承認・執行拒否の申立て

仲裁判断の結果、給付義務を負う当事者が、仲裁判断の誤りを正そうとする手段として、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(以下、「ニューヨーク条約」という。)第5条に基づき、給付請求権を有する当事者がその履行を求めて裁判所に申立てをしてきた場合に、承認・執行を拒否する主張をすることがある。

ただし、外国仲裁判断の執行拒否事由は、ニューヨーク条約第5条によれば、第1項で、①当事者の無能力、仲裁合意の無効、②仲裁人選定及び仲裁手続の瑕疵、③仲裁範囲の踰越、④仲裁廷・仲裁手続と仲裁合意の不一致、⑤仲裁判断の未発効(取消し又は停止)があり、第2項で、①仲裁による解決が不可能であること、②仲裁判断が公の秩序に反する場合が挙げられている。

中国において、法院が外国仲裁判断の執行拒否の裁定をするときに根拠とするのは、ニューヨーク条約である。ニューヨーク条約を執行拒否裁定の根拠とすることについては、1987年4月10日に最高人民法院の「わが国

が加入したニューヨーク条約の執行に関する通知」による。また、民事訴訟法第269条でニューヨーク条約に沿った外国仲裁判断の承認・執行拒否事由が規定されている。

なお、この制度の下では、実体問題に関しては審理がなされないので、実体問題に関する判断に誤りがあったという主張をすることができない。

2 仲裁判断の取消制度

仲裁判断の取消しとは、有効に成立した仲裁判断を当事者の申立てにより、裁判所が審理し、仲裁判断に取消事由があると認める場合に、これを取り消すという行為である。

UNCITRAL モデル法第34条でも仲裁判断に対する排他的不服申立て（手段）としての取消しの申立てについて、ニューヨーク条約第5条による承認・執行拒否事由と同じものが挙げられている。

小島武司・中央大学名誉教授は、仲裁判断取消の訴えを定める制度趣旨について、「仲裁判断取消の訴えを定める制度趣旨は、私的裁判が国家の法秩序に究極的に合致するか否かの審査権限を、国家が自らの手に留保して、その裁判所に仲裁手続に関する監督・統制させるということ¹³⁾よりも、仲裁判断が、当事者に対して有する拘束力の基礎である仲裁契約の基礎的要件などを欠くのであれば、当事者としては仲裁判断に拘束されるいわれはないということに求められよう。」と述べる¹⁴⁾。

仲裁判断取消の手続きを規定するのは、当事者の適法な権益を保護し、仲裁業務における誤りを減少させることにある。この点に関して、谷口安平・京都大学名誉教授は、「各国の法制は、仲裁判断として成立したものには一応その効力を認めることとし、争いがある場合には、申立てにより要件の具備を審査して効力を個別に否定する可能性を認めるほか、仲裁判

13) 中田淳一『訴訟及び仲裁の法理』有信堂、1953年、152頁。

14) 小島武司＝高桑昭編『注解仲裁法』青林書院、1998年、176頁。また、小島武司『ADR・仲裁法教室』有斐閣、2001年、159頁。さらに取消制度について詳しくは、小島武司・猪股孝史『仲裁法』（日本評論社、2014年）がある。

断による執行段階では必ず要件具備をチェックする制度を用意している。」と述べている¹⁵⁾。

そこで、中国について見ると、仲裁判断の取消事由に関しては、仲裁法第70条により、次のとおり規定されている¹⁶⁾。

「当事者が証拠を提出し、涉外仲裁判断に民事訴訟法第260条第1項に定める状況のいずれかがあることを証明したときは、法院が合議廷を組織し、審査を行い、その事実を確認したときは、取消しの裁定をする。」

中国において取消制度を設けた理由について、起草者は次のとおり説示している¹⁷⁾。

「仲裁判断は、終局性のものであるが、確定されるには法により認容される必要がある。ところが、仲裁判断に何らかの錯誤があり、仲裁判断の適法性および正確性に疑義がある場合には、この誤りを修正しないと、当事者の合法的權益を損なうことがある。……仲裁の過程で生じ得る不当な行為や仲裁判断に誤りが存在する場合に、この弊害

15) 谷口安平「仲裁判断の取消」松浦馨・青山善充『現代仲裁法の論点』有斐閣、1998年、345-346頁。

16) この仲裁法第70条には、具体的な事由は規定されていない。具体的な事由については、民事訴訟法第260条第1項に定める以下の状況のいずれかがあることである。(1)当事者が契約に仲裁条項を定めておらず、又は事後に書面による仲裁合意に達していないとき。(2)被申立人が仲裁人の指定もしくは仲裁手続の進行の通知を得ておらず、又は被申立人の責任に属しない理由により意見を陳述することができなかったとき。(3)仲裁廷の構成又は仲裁の手続きが仲裁規則に適合していなかったとき。(4)判断された事項が仲裁合意の範囲に属せず、又は仲裁機構がこれを仲裁する権限を有していなかったとき、である。なお、中国仲裁判断の取消制度について詳しくは、梶田幸雄「中国における涉外仲裁判断取消しの論点」JCA ジャーナル（2018年11月号）を参照いただきたい。

17) 蘇慶＝楊振山『仲裁法及配套規定新釈新解』人民法院出版社、1998年、660頁。

を除去するという司法の監督機能である。」

また、米国、ドイツ、フランス、日本など多くの国が同様の手続きを定めている。米国連邦仲裁法（1990年）¹⁸⁾は第10条で取消事由について規定し、米国統一仲裁法（2000年）¹⁹⁾は、第23条で取消事由について規定している。さらに米国連邦仲裁法第10条には「法の明らかな無視」（manifest disregard of the law）による取消しが認められている²⁰⁾。また、ドイツ民事訴訟法（1998年）²¹⁾は第867条で取消事由を規定し、第1059条第4項で裁判所は仲裁廷へ差し戻す可能性を規定している。フランス民事訴訟法（1981年）²²⁾は第1502条で国際仲裁判断の取消事由を規定している。そして、日本は仲裁法44条により取消しを申し立てることができるとしている。

ただ、この制度の下でも実体問題について、やり直しができるということではなく、また、取消しの対象範囲にも制約があるということになる。

3 差戻し、再審理

差戻しとは、仲裁判断の取消しが申し立てられた場合に、その審理の過程で、仲裁判断を取り消さずに取消事由のある仲裁判断を原仲裁廷へ差し

18) <https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2011-title9/pdf/USCODE-2011-title9.pdf>（最終閲覧日：2020年11月8日）

19) https://arbitrationlaw.com/sites/default/files/free_pdfs/US%20UAA.pdf（最終閲覧日：2020年11月8日）

20) 米国は、「法の明らかな無視」法理に基づき、仲裁判断は取り消されるとしている。ただし、この有用性については明らかではない（中野俊一郎「法の明らかな無視」による仲裁判断取消し」JCA ジャーナル、2012年2月号、第59巻2号、2-8頁）。また、Katherine A. Helm, “The Expanding Scope of Judicial Review of Arbitration Awards: Where Does the Buck Stop?”, *Dispute Resolution Journal*, Vol. 61, No. 4, (Nov. 2006-Jan. 2007), pp. 1-7.

21) 仲裁法制研究会（代表 青山善充）編『世界の仲裁法規』別冊 NBL No. 78, 商事法務, 2003年。

22) 同上。

戻すことをいう。差戻し制度は、公正かつ効率的に仲裁手続の過程で生じた瑕疵を取り除こうとするものである

UNCITRAL モデル法は、第34条4項において、上述したとおり仲裁判断を取り消さずに取消事由のある仲裁判断を仲裁廷へ差し戻すことができる裁判所の権限を明文で規定している²³⁾。中国では差戻しに関しては、仲裁法第61条に次のとおりの規定がある。

「法院は、判断取消の申立てを受理した後に、仲裁廷が再仲裁することができることを認めると認める場合は、仲裁廷に通知して一定期間内に再仲裁させ、かつ、取消手続の中止を裁定する。仲裁廷が再仲裁することを拒絶する場合には、法院は、取消手続の回復を裁定しなければならない。」

中国における差戻しの制度導入の趣旨は、一般に「公平かつ経済的に仲裁手続の過程で生じた瑕疵を取り除こうとするものである。」²⁴⁾と説明されている²⁵⁾。

裁判所における仲裁判断取消判決との異同については、次のように解される。仲裁判断の誤りを補正しようとする点では同じである。しかし、補正主体が裁判所であるか仲裁廷であるかによる相違がある。この差戻し制度は、仲裁による紛争解決法を選択した当事者の意思の尊重という視点がある²⁶⁾。

ただし、この場合においても、上述の差戻しの基準からすると、実体問題を初めからやり直すという意味はないと言える。

23) https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/19-09955_e_ebook.pdf (最終閲覧日：2020年11月10日)

24) 趙健『国際商事仲裁的司法監督』法律出版社、2000年、259頁。

25) なお、中国仲裁判断の差戻し、再審理について詳しくは、梶田幸雄「仲裁判断の差戻し」JCA ジャーナル（2010年2月号、46-51頁）を参照いただきたい。

26) 前掲注17)、661頁。

IV 各国・地域及び仲裁機関における上訴仲裁制度

以上のとおりの現行の仲裁制度の特徴である終局性及び若干の異議申立が認められるにとどまるところ、現行制度に対する実務家からの不満がある中で、上訴仲裁の検討が行われている。以下では現時点で採用されている上訴仲裁制度について概観する。この場合、上訴制度を採用している国・機関も一律の制度ではないので、その制度の類型化を試みながら叙述する²⁷⁾。

仲裁判断の上訴制度を認めている国と地域及び機関は少なくない。例えば、筆者の調べた範囲内であるが²⁸⁾、上訴仲裁法（規則）を規定している代表的な国・地域又は仲裁機関に英国、オランダ、スペイン、香港、米国仲裁協会（American Arbitration Association; AAA）、国際穀物・飼料貿易協会（The Grain and Feed Trade Association; GAFTA）、国際油糧種子協会（Federation of Oils, Seeds and Fats Associations; FOSFA）、国際コーヒー機関（British Coffee Association ; BCA）などがある。これらの国・地域及び機関の民事訴訟法、仲裁法又は仲裁規則を見ると、制度の内容はいくつかに分類することができる。すなわち、第一に、(1)選択的上訴制度：原則は終局とするものの、上訴を妨げないというもので、(1)①上訴先が原仲裁機関の上訴仲裁廷ないしは裁判所とするもの（英国、スペイン、香港、AAAなど）、(1)②合意により原仲裁機関とは異なる仲裁機関に上訴するもの（例えば、オランダ）、第二に、(2)上訴排除合意制度：原則として原仲裁機関の上訴仲裁廷における再審を認めるが、当事者の合意により上訴を排除できるとするもの（例えば、GAFTA, FOSFA, BCAなど）、そし

27) 一般に、選択的上訴制度（opt-in）、上訴排除（opt-out）に分類されているようであるが、筆者は、各国の仲裁法や各仲裁機関の仲裁規則を見たとき、このように2つの類型に明確に分けられるものではないと考える。

28) 前掲注21)などによる。

て、第三に、(3)裁判所への上訴を認める完全上訴制度がある。以下、それぞれの上訴制度について概観する。

1 選択的上訴制度

選択的上訴制度とは、原則は仲裁判断の終局性を認めつつも、上訴を妨げないとするものである。例えば、英国仲裁法（1996年）²⁹⁾第58条は、「(1)当事者が別段の合意をしない限り、仲裁廷が仲裁合意に基づいて示した判断は終局的なものであり、当事者及びその当事者を通じて請求をする者を拘束する。(2)これは、利用可能な上訴もしくは審査、又はこの法律の規定により仲裁プロセスによって、異議申立をする者の権利には影響しない。」と規定している。この規定によれば、仲裁判断について当事者の同意により異議申立の権利が留保されており、当事者が同意した場合には、仲裁法の規定（第67条及び第68条）により原仲裁判断に対する上訴又は再仲裁手続を原仲裁機関において行うことになる。この場合、原仲裁判断は最終的なものではなくなる。

香港仲裁条例³⁰⁾第73条は、当事者が別段の合意がない限り、仲裁合意に基づく仲裁廷の判断は最終的なものであり、拘束力があるとするが、当事者が仲裁判断に対する異議を申し立て、上訴又は仲裁手続の再審査を要求する権利を妨げないとしている。

このような方式には、(1)上訴先が原仲裁機関の上訴仲裁廷ないしは裁判所とするもの（AAA、スペイン、国際紛争解決機関（The International Institute for Conflict Prevention & Resolution; CPR）など）、(2)合意により原仲裁機関とは異なる仲裁機関に上訴するもの（例えば、オランダ）がある。

29) <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1996/23/data.pdf>（最終閲覧日：2020年11月12日）

30) <https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap609!sc>（最終閲覧日：2021年1月28日）

(1) 原仲裁機関における上訴制度

AAA, スペイン仲裁裁判所(SCA)³¹⁾, 及びCPR³²⁾の仲裁規則は, 仲裁判断の内容について, 同じ仲裁機関に上訴することを認めている(一般に, これをopt-in方式という)。この場合の異議申立は, 当事者が同意した場合にのみ適用される。

AAAは, 特別に選択的上訴仲裁規則(Optional Appellate Arbitration Rules)を定めている³³⁾。ここで, 当事者の合意により原仲裁判断を終局的判断とせず, AAAの上訴仲裁規則に従って上訴する約定をすることができるとしている。

(2) 原仲裁機関とは異なる仲裁機関への上訴

オランダ民事訴訟法(1986年)³⁴⁾第1050条は, 当事者は, 合意により原仲裁判断を他の仲裁廷に上訴ことができ, この上訴仲裁は終局的なものとなると規定している。

2 上訴排除合意制度(原則として上訴権を認める制度)

上訴排除合意制度は, 原則として原仲裁機関の上訴仲裁廷における再審を認めるが, 当事者の合意により上訴を排除できるとするものである(一般に, これをopt-out方式という)。

欧州仲裁裁判所(The European Court of Arbitration; ECA)³⁵⁾, バリ国際仲裁裁判所(International Arbitration Chamber of Paris; IACP)³⁶⁾,

31) Spanish Arbitration Act 60/2003 (SAA) (2011年5月21日改正) (<https://practiceguides.chambers.com/practice-guides/international-arbitration-2020/spain> 最終閲覧日: 2021年1月28日)。

32) <https://www.cpradr.org> (最終閲覧日: 2020年11月12日)

33) https://www.adr.org/sites/default/files/AAA-ICDR_Optional_Appellate_Arbitration_Rules.pdf (最終閲覧日: 2021年1月28日)

34) <http://www.dutchcivillaw.com/civilprocedureleg.htm> (最終閲覧日: 2021年1月28日)

35) The European Court of Arbitration, Article 28.

36) International Arbitration Chamber of Paris, Section II.

GAFTA³⁷⁾、FOSFA³⁸⁾、などの国際機関の仲裁規則は、当事者が合意を通じて仲裁上訴の適用を除外できるとする方式である。

ECAの仲裁規則は、「当事者が事前に除外に同意しない限り、当事者は上訴する権利がある。」と規定している。また、フランス民事訴訟法第1482条の場合には、(1)当事者が合意により上訴を排除しない限り上訴ができるとするが(前段)、(2)当事者が上訴の可能性を明示的に留保しない限り、授権された仲裁人が行った仲裁判断については上訴できない(後段)としている。

3 裁判所への上訴制度

当事者が仲裁判断の実体問題(事実上の問題だけでなく法律上の問題も含む。)について、裁判所に上訴し、裁判所が全面的に審査するという規定も見られる。

英国仲裁法は、上述した仲裁機関における上訴制度と併せて、第67条及び第68条において、仲裁管轄及び実体問題に対する異議申立を裁判所に対して行うことを認め、裁判所は仲裁判断の修正、全部又は一部の破棄をすることができるとしている。また、第69条は法律問題について「当事者によって別段の合意がなされない限り、いずれの当事者も、(他方当事者及び仲裁廷に対する通知と同時に)仲裁判断における法律問題について裁判所に対して上訴することができる。」として、裁判所に上訴することを認めている。

上述の諸外国法及び仲裁機関の仲裁規則の動向からすると、すでに仲裁の上訴・再審制度が実践されているということになる。以上からすれば、仲裁の終局性は、国際商事仲裁の絶対的原則ではなく、商事仲裁手続の当然の優位性、本質性ということでもないと言えるのかも知れない。

37) <https://www.gafta.com/contracts-news/Page-4/gafta-arbitration-rules-125> (最終閲覧日: 2021年6月22日)

38) <https://www.fosfa.org/arbitration/guide-and-rules> (最終閲覧日: 2020年11月12日)

V 中国における上訴制度と事例研究

中国は、仲裁法第9条により「仲裁は、終局的の制度である。判断が示された後に、当事者は同一の紛争を再度仲裁に申し立て、又は人民法院に訴えを起こした場合に、仲裁委員会又は人民法院はこれを受理することはない。」と規定し、一審終局性を採用し、上訴制度を認めていない。また、中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)は、その仲裁規則³⁹⁾第49条(9)で「判断は終局的であり、双方の当事者に対して拘束力を有する。いずれの一方の当事者も法院に提訴することはできず、また、その他のいかなる機関にも仲裁判断の変更の請求を申し立てることはできない。」とし、上訴制度を設けていない。

しかし、2019年に中国深圳国際仲裁院が、同院仲裁規則において上訴制度を採用した。そこで、以下において、(1)中国深圳国際仲裁院の上訴制度の概要を紹介し、(2)中国企業に関わる取引において外国仲裁機関における上訴仲裁が行われ、この上訴仲裁判断の承認・執行申立が中国の法院になされた事件から、中国の上訴仲裁に対する姿勢を検討する。

1 深圳国際仲裁院の選択的上訴仲裁制度

中国深圳国際仲裁院は、2019年2月21日施行の同院仲裁規則第68条において、当事者は同院により組織された仲裁廷が示した仲裁判断について上訴仲裁(Optional Appellate Arbitration)を申し立てる約定をすることができるとし、上訴仲裁は「深圳国際仲裁院選択的上訴仲裁手続ガイドライン」(2019年2月21日施行)⁴⁰⁾の規定により行うということを対外的に公表

39) <http://www.cietac.org/index.php?m=Page&a=index&id=65> (最終閲覧日: 2021年1月28日)

40) <http://www.sccietac.org/index.php/home/index/rule/id/793.html> (最終閲覧日: 2020年11月8日) なお、このガイドラインの中国語は、「深圳国際仲裁院選択性復裁程序指引」であり、英文は、Optional Appellate Arbitration Procedure

した。これは、中国で初めての再仲裁（上訴）に関する規定である。中国深圳国際仲裁院仲裁規則には、以下のとおりの規定がある⁴¹⁾。

第51条（判断）

- (8) 判断は終局のものであり、双方の当事者を拘束する。ただし、当事者が選択的再仲裁手続を約定した場合には、判断の効力はこの規則第68条および「深圳国際仲裁院選択的上訴仲裁手続ガイドライン」の定めによる。

第68条（選択的上訴仲裁手続）Optional Appellate Arbitration Procedure

- (1) 仲裁地の法律が禁止していないという前提において、当事者がいずれの一方も仲裁廷にこの規則第8章により示された判断を仲裁院に上訴仲裁の申立てをすることができる場合と約定をした場合には、この約定に従う。
- (2) 選択的上訴仲裁手続は、「深圳国際仲裁院選択的上訴仲裁手続ガイドライン」の規定により行う。

そこで、中国深圳国際仲裁院は、仲裁規則の施行に合わせて「深圳国際仲裁院選択的上訴仲裁手続ガイドライン」を發布し、仲裁規則（2019年）の施行と同日に施行している。そして、当事者が深圳国際仲裁院仲裁規則第68条及び深圳国際仲裁院選択的上訴仲裁手続ガイドラインの規定により仲裁及び上訴仲裁により紛争の解決を希望する場合には、契約において以下のモデル条項を約定することができるとしている。

としている。中国語からすると「再仲裁」又は「再審理」という日本語訳も考えられるが、本文で紹介するとおり、実質的に上訴手続であると考えられるので、本稿では、「上訴仲裁」と述べる。

41) 中国語の規則は、<http://www.sccietac.org/index.php/Home/index/rule/id/806.html> でまた、当該仲裁規則の英文は、<http://www.sccietac.org/upload/20201027/5f97bf7833c8c.pdf> で見られる（最終閲覧日：2020年11月8日）。

「この契約から生じたか、又はこの契約に関わるいかなる紛争も、深圳国際仲裁院に仲裁付託することができる。いずれか一方は、仲裁廷が示した判断を当該院に上訴仲裁の申立てをすることができ、上訴仲裁廷の示した判断を終局の判断とすることができる。仲裁地は（上訴仲裁を禁止していない国又は法域）⁴²⁾とする。」

深圳国際仲裁院選択的上訴仲裁手続ガイドラインの主な内容は、以下のとおりである。

① 適用範囲（第2条）

仲裁地の法律が禁止していないという前提の下で、当事者は仲裁廷が仲裁規則により示した判断（以下、「原判断」という。）について適用される。

② 上訴仲裁手続

上訴仲裁の開始（第3条）：(1)上訴仲裁の申立人は、原判断を受領した日から15日以内に上訴仲裁を申し立てなければならない。(2)上訴仲裁の申立人は、上訴仲裁の申立書及び上訴仲裁申立の根拠となる証拠を提出しなければならず、同時に仲裁院の通知により定められた期限内に上訴仲裁費を予納しなければならない。

上訴仲裁申立書（第4条）：上訴仲裁申立書には、(1)上訴仲裁申立人及び上訴仲裁被申立人が約定した上訴仲裁の合意書、(2)原判断における上訴仲裁を必要とする事由、(3)上訴仲裁の請求内容、(4)上訴仲裁の根拠となる

42) このモデル条項の括弧内に「上訴仲裁を禁止していない国又は法域」と書かれているが、「上訴仲裁を禁止していない」という概念は判然としない。例えば、中国は仲裁法第9条で仲裁は終局的の制度であると規定しているの、上訴を禁止している国と考えるのか、又は、上訴を禁止する明文規定がないことをもって上訴を禁止していない国と捉えるのか、もしくは深圳国際仲裁院が上訴仲裁制度を導入したので、これをもって上訴仲裁を禁止しない国と位置付けられることになるのか判然としない。

事実及び理由、を記載しなければならない。

上訴仲裁廷の構成（第5条）：(1)上訴仲裁廷は3名の仲裁人により構成し、首席仲裁人を置く。上訴仲裁廷の全ての構成員は原仲裁廷の仲裁人以外の者により構成し、仲裁院院長が深圳国際仲裁院仲裁人名簿の中から指名する。(2)2以上の当事者が同一の原判断の上訴仲裁を申し立てた場合には、同一の上訴仲裁廷により仲裁を行う。

③ 原判断の効力（第6条）

上訴仲裁を申し立てた場合には、原判断は上訴仲裁期間満了までは終局的効力を有さない。上訴仲裁の申立てを取り下げた場合には、原判断は当該期間の満了の日から終局的効力を有する。

④ 上訴仲裁判断（第7条）

上訴仲裁廷は、原判決を維持又は変更することができる。上訴仲裁廷の示した判断は、原判断に代わり、終局の判断となり、各当事者に対して拘束力を有する。

上記の深圳国際仲裁院による選択的上訴仲裁制度の導入前に、中国企業が関与した上訴仲裁事件の中国における承認・執行事件を検討しつつ、中国における上訴仲裁に対する現時点の法院の考え方について見てみたい。

2 上訴仲裁に関する事例

以下は、シンガポール企業と中国企業との大豆粕の売買契約から生じた紛争につき、GAFTAの規定に基づき仲裁が行われたが、仲裁判断に不服の一方が、GAFTA上訴仲裁廷に上訴した事件である。この事件の概要は、以下のとおりである⁴³⁾。

1997年10月27日、シンガポール企業（申立人）と某市対外貿易会社（被申立人）は、大豆粕の売買契約を締結した。そして、契約の紛争解決条項

43) 江蘇省高級人民法院民三庭「関与拒絶承認と執行一起外国仲裁裁決の幾個法律問題的分析」人民司法，2005年2月，36-38頁。

を以下のとおり規定した。

「双方の当事者の間に紛争が生じた場合には、まず友好的な協議を通じて解決しなければならない。合意に達することができないときには、紛争は、穀物及び飼料貿易協会（以下、「GAFTA」という。）が指定する仲裁委員会において、当該協会の仲裁規則第125号（以下、「GAFTA125」という。）により香港において仲裁を行い、かつ、この判断は終局的なものとする。」

なお、GAFTA 仲裁規則125条は、「仲裁判断は一般に上訴することができる。ただし、当事者が仲裁合意において明確にこの規則による上訴仲裁制度を放棄した場合は、一審仲裁とすることができる。」と規定している。

その後、契約の履行過程で、双方に紛争が発生し、申立人は契約に従ってGAFTAに香港における仲裁を申し立てた。被申立人は弁護士Xを仲裁代理人に委任した。その後、申立人は、GAFTAの香港における12356仲裁判断（以下、「一審仲裁判断」という。）を不服として、上訴した（一審仲裁判断においていかなる判断が示されたのかは紹介されていないが、申立人の主張が認容されなかったということであろう。）。

GAFTA 上訴委員会は、上訴を受理した後にFAXでXに通知した。Xは、GAFTAとのFAXのやり取りで、度々一方の当事者がもう一方の当事者による上訴に不同意であること、その理由は双方が契約において一審終局であることを約定していることであることを述べた。これに対して、申立人は、GAFTA 上訴委員会における判断の終局性に関する問題は、上訴における先決問題として解決することができることを主張した。1999年7月9日、GAFTA 上訴委員会は、「契約における仲裁合意の正確な意図によれば、一審判断は終局的なものではない。なぜならば、上訴廷はGAFTA125号仲裁規則に基づき、判断を確認、変更、修正又は覆すことができるからである。かつ、上訴廷が示す判断が終局で最終的なもので、拘束力を有することになる。」との判断を示した。1999年12月17日、Xは、GAFTA 上訴廷

宛の FAX で「当方は、クライアントに代わって上訴し、ロンドンにおいて書面方式で審理されることに同意する。」と表明した。

GAFTA 上訴仲裁廷は、2001年10月1日にロンドンで上訴仲裁判断第 3837号（以下、「二審判断」という。）を示した。2002年3月、申立人は中国の中級人民法院に GAFTA 二審仲裁判断の承認・執行を申し立て、法院はこれを受理し、被申立人に通知した。被申立人は、これに対して以下のとおりの答弁をした。

「仲裁手続について仲裁廷からいかなる通知も受け取っておらず、審理に出席することはできなかった。申立人の提供した仲裁条項の内容によれば、仲裁は香港で行われるべきであるが、本件仲裁判断は香港で行われたものではなく、法院に申立人の請求を却下するよう求め、この判断の承認・執行を拒否する。」

中級人民法院及び高級人民法院並びに最高人民法院は、審理の結果、GAFTA の二審仲裁判断の承認・執行を拒否するという裁定を下した。

中級及び高級人民法院が援用した法的根拠はニューヨーク条約第5条第1項(d)「仲裁手続の瑕疵」であり、中級人民法院は、上訴の合意がないと認め、高級人民法院は一審終局を約定していると認めたものであった。

これに対して最高人民法院が援用した法的根拠はニューヨーク条約第5条第1項(b)「仲裁手続の適切な通知の欠如」であった。最高人民法院は、「(仲裁合意の約定は上訴仲裁を排除していないが) 申立人は被申立人の代理人 X と協議をし、契約で約定した仲裁地を香港からロンドンに変更したと主張するが、被申立人の代理人 X が一審仲裁後も代理人であったことを証明する証拠を提供できなかった。したがって、X は上訴仲裁審理において被申立人から授權されておらず、上訴仲裁の判断の承認・執行は認められない。」というものであった。

ここに、中級・高級人民法院及び最高人民法院のそれぞれの援用した法的根拠には、違いが見られる。争点は、以下の2点である。第一に、(1)当

事者の仲裁合意の「GAFTA125により香港において仲裁を行い、かつ、この判断は終局的なものとする。」という約定は、一審終局を約定したと言えるか否か、すなわち、上訴を排除する意思があると認められるか否かということが問題となる。第二に、(2)上訴仲裁手続がこれに反対をする当事者(上訴仲裁の被申立人)の承認を得て行われたか否かである。

上述したとおり、GAFTAは、上訴排除合意制度を採用しているので、当事者の仲裁合意により明確に上訴仲裁を放棄する意思の表明が必要であり、そうでなければ、上訴仲裁を放棄したと見なすことはできないということになる。最高人民法院が、本件の仲裁合意の約定は上訴仲裁を排除していないとして、上訴仲裁を許容していることは注目に値すると思われる。ただし、上訴仲裁においても当事者の合意がなければならないというのが、中国の法院の判断になるものと考えられる。そうであれば、当事者が仲裁判断を一審終局とせずに上訴の道を開いておきたいと考えるのであれば、少なくとも強制執行の対象となる財産などが中国にある場合には、契約書の仲裁条項において、一審仲裁判断に不服がある一方の当事者は、上訴仲裁を申し立てることができるという趣旨の文言を設けておくことが必要であろう。

VI 上訴仲裁に対する評価と展望

上述のとおりの上訴仲裁に関する各種制度があり、実務上も上訴仲裁が少なからず行われている。そこで、最後に、上訴仲裁に対する評価とその展望について検討してみたい。

1 上訴仲裁に対する評価

一般に仲裁の最大の利点として、前述したとおり一審終局性ということがある。この仲裁の利点としての指摘にもかかわらず、ニューヨーク条約が仲裁判断の承認・執行拒否できる場合を規定し、UNCITRALモデル法が上訴制度を規定しているのはなぜか。仲裁の終局性は、商事仲裁の当然

の優位ではないという言い振りができることになる。

一般に訴訟と比べて商事仲裁には、自由意思、専門性、柔軟性、秘密性、迅速性といった特徴がある。しかし、仲裁判断の瑕疵が矯正されないという問題がある⁴⁴⁾。また、仲裁の結果、給付請求権を得た当事者（勝訴した側）のみが、迅速性、終局性のメリットを享受できる。仲裁人の判断に重大な過失があった場合には、迅速性、終局性は仲裁の優位性とは言えなくなる⁴⁵⁾。仲裁の終局性、迅速な紛争解決は、当事者が自由意思により上訴を放棄するという代償を払って得られるものである。仲裁が一审終局性を重視するのは、仲裁判断に瑕疵がある場合のリスクよりも迅速な紛争解決が優先されるという当事者の意向による結果である。紛争金額が大きくなり、事件が必ずしも複雑ではない場合には、この考え方が成立するであろう。しかし、市場の主体は、必ずしも瑕疵のある仲裁判断から救済される権利を放棄したとは言えないということになりそうである。とりわけ紛争金額が大きく、技術的にも専門的にも複雑な事件にある場合には、当事者が公正な価値を求めの方が、効率性よりも優先的に追求されることになるのではないかと考えられる。

しかし、あらゆる国・地域及び仲裁機関が、上訴仲裁制度を採用していないところ、上訴仲裁が行われ、上訴仲裁判断の承認・執行が裁判所に申し立てられたときに、この申し立てが認容されるかということが実務上の問題として生じる。

例えば、厦門船舶重工株式会社事件がある⁴⁶⁾。この事件の概要は、以下のとおりである。

44) Gary Born, *International Commercial Arbitration*, Kluwer Law Intl 2014 Second Edition, p. 83.

45) Thomas JK., *The Transnational Arbitration of High-tech Disputes* [R]. Dallas. The Seventh Annual Transnational Commercial Arbitration Workshop, 1996 (<https://www.inhousecommunity.com/article/scia-shenzhen-court-international-arbitration-shenzhen-arbitration-commission/> 最終閲覧日：2020年11月8日)。

46) 李洪積・馬傑・崔強「論英国仲裁法下法律問題上訴原則—厦船重工評析」北京仲裁（第72輯）161-174頁。

マーシャル諸島に登記された会社4社（Covington Marine Co., Explorer Investment Co., Pioneer Investment Co., Washington Marine Co., 以下、「X」という。）は、2003年2月23日に厦門船舶重工株式会社（以下、「Y」という。）と造船契約を締結した。そして、この造船契約の仲裁条項において「仲裁廷が仲裁判断を示した後は、すみやかに当事者に通知する。この判断は終局のものであり、各当事者を拘束する。」という約定がされた。

Xは、契約が履行されないとして損害賠償を求めて、ロンドン海事仲裁人協会に仲裁を申し立てた。Yは、造船契約の約定により、契約は自動的に解除されたと主張した。仲裁廷は、2005年1月11日にYの主張を認容して、Xに損害賠償を命じる仲裁判断を示した。

Yは、2005年7月11日に厦門海事法院にこの仲裁判断が中国国内において効力を有するという確認の申立てをした。そこで、厦門海事法院は、2005年8月18日にロンドン海事仲裁人協会仲裁廷の仲裁判断が中国国内において有効であることを確認し、これをXに通知した。

これに対して、Xは、仲裁判断には実体問題に誤りがあるとして、英国高等法院女王座部商業裁判所に上訴し、審理が行われた結果、2005年12月16日に判決が下された。この判決において、裁判所は、仲裁廷の法律解釈には誤りがあり、仲裁判断は改められるべきであり、造船契約は自動的に解除されておらず、YはXに損害賠償をすべきであるという裁定をした。

さらに裁判所は、上述の判決では国外において執行ができないであろうと考え、仲裁廷に対して上述の判決に基づいて仲裁判断書を作成するように要求し、仲裁廷はこれに基づいて仲裁判断書を作成した。この仲裁判断書の内容は、造船契約は自動解除されておらず、Yは契約不履行に対して損害賠償をせよというものであった。

英国仲裁法（1996年）第58条は、仲裁の終局性を基本としながらも、上訴の権利を当事者のために留保し、第69条において法律問題についての上訴を認めている。これは、英国において争いのある問題について、裁判所に問題解決の権利があることを示すものである。李洪積（弁護士、仲裁

人、米国 Duquesne University School of Law 兼任教授）・馬傑（弁護士）・崔強（弁護士）各氏は、英国仲裁法を評して、当事者が仲裁合意によって一審仲裁を約定し、この仲裁には拘束力があると約定しても、裁判所の管轄権が排除されないとすれば、この限りにおいて仲裁の終局性、当事者に対する拘束力は無力化されるようであるという⁴⁷⁾。

本件が最終的にどのように処理されたのかは、紹介がないのでわからない。しかし、李洪積・馬傑・崔強は、英国の上訴仲裁判断をもってXが中国の法院に承認・執行の申立てをするとすれば、中国の法院は、二審仲裁判断については、ニューヨーク条約第5条第1項(d)に基づき承認・執行を拒否するのに十分な理由があるだろうと述べている。とりわけ、英国裁判所が下した判決では国外において執行ができないであろうと考え、仲裁廷に判決に基づいた仲裁判断書を作成するように要求していることは仲裁を形骸化するものであると述べている。

中国においては、上訴仲裁制度は国レベルではなお認められていないことからすれば、英国裁判所の裁定に基づき改められた仲裁判断の承認・執行拒否裁定が下されたものと考ええる。深圳国際仲裁院が上訴仲裁制度を規定したのは、現時点ではまだ中国において特定の仲裁機関における試行段階であるに過ぎない。2019年2月から施行されているが、現時点において上訴仲裁事例の紹介はされていない。

2 上訴仲裁を認めながら仲裁の優位性を確保するための措置

では、上訴仲裁を認めながら仲裁の優位性を確保するための措置というものは考えられないだろうか。

米国仲裁協会（AAA）が選択的上訴仲裁制度を設けた趣旨は、「仲裁の目的は、経済的に達成される公正で迅速かつ専門的な結果を得るためであり、仲裁判断は伝統的に明らかに法的根拠が存在する場合にのみ、裁判所によって取消しの裁定が行われるが、当事者が仲裁手続で仲裁判断のより

47) 同上、164頁。

包括的な上訴を望む場合もあるからである。]⁴⁸⁾と説明される。このため、上訴をするか否かについては、当事者の合意に基づくとしている。このモデル条項として、以下のものが示されている。

「契約書に反する約定があっても、当事者はここに以下のとおりの合意をする。米国仲裁協会の「選択的上訴仲裁手続規則（以下、「上訴規則」という。）に基づき、原仲裁判断に対する上訴をする。仲裁人が示した原仲裁判断はその理由を示さなければならない。上訴規則に基づき提出された上訴通知の期限が過ぎている場合のみ、原仲裁判断は終局的判断とみなされる。上訴は、上訴規則第3条が規定に基づき、原判断を受領した日から30日以内に米国仲裁協会事務局に上訴通知を提出する方式で提出されなければならない。当事者は、上訴仲裁廷が示す判断についていずれかの管轄裁判所に取消し又は執行の申立てをすることができる。」

選択的上訴規則は、米国仲裁協会の仲裁規則と同じ方法で仲裁人を選任することができるが、同時に当事者は、仲裁人を選任するための独自の方式を採用することについて自由に交渉することができ、上訴仲裁廷の規模を選択することもできる。また、ほかに米国仲裁協会が各当事者に、米国仲裁協会の上訴パネルから選択された10人の仲裁人リストを当事者に送付し、当事者が忌避する仲裁人を告げた後に、残りの上訴仲裁人から任命することもできる。なお、上訴仲裁人は、元連邦及び州の裁判官などにより構成されている。

仲裁の利点を担保するために上訴規則は、約3か月で終結するものとしている。選択的上訴規則の起草において、米国仲裁協会は、仲裁が訴訟に対して有する優位性としての迅速性を維持することを意図していた。

48) OPTIONAL APPELLATE ARBITRATION RULES (Rules Effective November 1, 2013) (https://www.adr.org/sites/default/files/AAA-ICDR_Optional_Appellate_Arbitration_Rules.pdf 最終閲覧日：2020年11月8日)。

VII ま と め

ICSIDにおける投資仲裁に実務上いかなる課題があるのか。世界にはおよそ3,300の国際投資協定（IIA）があるが、これは二国間投資協定（BIT）と多国間投資協定（MIT）で構成されている⁴⁹⁾。投資家と国家との間で紛争が生じた場合には仲裁のより解決するという条項が設けられているが、このうち上訴制度を採用しているのはわずかに25件、2%弱である⁵⁰⁾。しかし、UNCITRALワーキンググループにおいて、仲裁に関する改革案の1つとして、上訴制度についての議論は25年も続けられている。UNCITRALによれば、当面の投資仲裁において、(1)仲裁判断の一貫性、予見可能性および正確性、(2)仲裁人の選定及び仲裁人の公正・独立性、(3)仲裁手続費用及び時間、という3つの問題が存在するという⁵¹⁾。このような課題への対応策の1つとして、上訴制度の検討が上程されていると考える。

国際貿易及び外国企業の対中投資の拡大に伴って、取引方式も複雑になり、市場主体の紛争解決に対するニーズも高まり、かつ多様な要請がある。仲裁の終局性について再評価し、上訴仲裁について検討する必要性もあるかも知れない。

ただし、安易に上訴仲裁を認めることには慎重である必要があるだろう。濫上訴や無益な上訴の懸念もなくはない。相手方が給付義務の履行を引き延ばす手段として上訴制度を使うようなことも考えられそうである。このような問題が多く生じることになると、ひいては、紛争当事者が仲裁

49) UNCTAD, “World Investment Report 2020”, p. 106.

50) Albert Jan van den Berg, “Appeal Mechanism for ISDS Awards: Interaction with the New York and ICSID Conventions”, ICSID Review, Volume 34, Issue 1, Winter 2019, pp. 156–189.

51) Report of Working Group III (Investor-State Dispute Settlement Reform) on the work of its thirty-sixth session (Vienna, 29 October-2 November 2018), (<http://undocs.org/en/A/CN.9/964> 最終閲覧日：2020年11月10日).

という手段を放棄して、訴訟を選択するようになるということもあるかも知れない。

上訴制度を導入する場合においても、上訴の範囲を制限するなどの措置が必要になるであろう。上訴の範囲を制限する衡平性が確保された仲裁であれば、その効率性も高められる。反対に、安易に上訴仲裁を導入するならば、紛争処理コストの浪費ということにもなり、仲裁制度のそもそもの趣旨にも反することになる。上訴仲裁制度を導入することにより、仲裁に対する満足度は増すか、そして、任意履行をするようになるかは、判然としないのではないか。一方、上訴仲裁が行われた結果、得られた仲裁判断について、なお給付義務を履行しない相手方に対する仲裁判断の承認・執行の申立てがなされた場合、裁判において、その承認・執行拒否を判断する基準のハードルが上がることになるとすれば、上訴仲裁の効果があると言えるかも知れない。上訴制度を設けている仲裁機関における実際の利用割合、紛争解決条項に上訴を約定しているか否か、利用に至る経緯、利用後の満足度などについてデータの検証や事例研究が必要であり、これは国際商事仲裁関係者の今後の課題であろう。

Optional Appeal Mechanism in International Arbitration

Yukio KAJITA

Summary

Previously, this principle was regarded as the advantage of arbitration over litigation, but there is growing debate about the possibility of establishing an appeal system in international arbitration. From a comparative view, many countries and arbitration institutions have affirmed the limited appeal of arbitral awards. In practice, more and more arbitration institutions are trying to introduce the Optional Appellate Arbitration Rules.

Shenzhen Court of International Arbitration (SCIA) is the first arbitration institution in China to explore the internal appeal of arbitration. SCIA's arbitration rule, which came into effect on February 21, 2019, allows the parties to expressly agree on the appeal against an arbitral award in terms of substantive matters.

In this way, the appeal arbitration system is being considered, and there are countries and arbitration institutions that have adopted it. It can be considered that this is because there are doubts and dissatisfactions from the parties regarding the finality as a characteristic and merit of arbitration. So, the arbitration institution may want to reform the system in response to the voices of companies and practitioners.

Therefore, I believe that considering the appeal arbitration system will help us to consider the direction of improvement to further promote the use of international arbitration in the future. In considering this, firstly, (1) the characteristics and advantages of international arbitration and the issues pointed out at present are confirmed, and secondly, (2) the advantages of many current international arbitrations. I analyzed the possible reasons for adopting an appeal arbitration system that would relate to the current method of opposition to international arbitral awards, and thirdly, (3) appeals in each country and arbitration institution at this time. An overview of the arbitration system, fourth, (4) analyzing the cases in which the approval and execution of the appeal arbitration award were disputed in a Chinese court, ex-

amined the practical effectiveness of the appeal arbitration, and fifth, (5) I would like to evaluate and prospect the appeal arbitration system.

Will the reform of the arbitration system change the ultimate characteristics and advantages of international arbitration and lose the merits of arbitration? In this paper, while paying attention to these problems, I will try to make some examinations focusing on the Chinese system trends, where a relatively large number of cases are introduced.